

Q&A

週休2日制工事について

Q

4週8休と完全週休2日（土日）との違いを教えてください。

A

4週8休は、対象期間内の現場閉所率を4週間で8日以上28.5%とする制度です。完全週休2日（土日）は、土曜日・日曜日の休工を原則とし、かつ対象期間内の現場閉所率を28.5%以上とする制度です。

Q

現場施工7日未満の工事は対象外としていますが、現場施工には何が含まれますか。

A

実施要領第2条（5）のとおり、対象期間（工事着手日から工事完成日までの期間）における現場事務所の設置・撤去、測量、工区内伐開・除草、資機材の搬入・搬出、その他仮設物の設置・撤去等の準備作業、仮設工事、本体工事及び後片付けをいいます。ただし、巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業、現場見学会や住民説明会等の開催又は発注者の補助作業を除きます。

Q

祝日はどのように取り扱えばよいでしょうか。

A

月単位の週休2日の場合は、全ての月毎、かつ対象期間内で現場閉所率が28.5%以上の水準の状態を言いますので、祝日でもあらかじめ休工日として定めていけば休工日の実績とすることができます。

週単位の週休2日の場合は、各週において土曜日・日曜日の休工を原則とし、かつ対象期間内で現場閉所率が、28.5%以上の現場閉所を行うものとし、祝日は平日と同様に取り扱います。なお、受注者自らが祝日を現場閉所することは可能です。

Q

受注者側の都合により作業予定日を休工日とする場合、休工日の振り替えはできますか。

A

現場閉所日はあらかじめ定めた休工日のため、振り替え対象になりません。

ただし、降雨や降雪等によりやむを得ず休工日とする場合は、あらかじめ定めた休工日を現場作業日に振り替えることができます。

その場合、月単位は同一月内、週単位は同一週内の振り替えに限ります。

Q&A

週休2日制工事について

Q

降雨や降雪等により予定外の休工となった場合、現場閉所日の実績と考えてよいでしょうか。

A

降雨や降雪等により予定外の休工日とする場合は、現場閉所日に含まれます。

また、休工日を振り返る場合は、月単位は同一月内、週単位は同一週内の振り替えに限ります。

Q

週休2日の取組みにあたり、降雨や降雪等により休工日が増加したことで、現場作業期間が確保できない場合、土曜日等に現場作業を実施してもよろしいでしょうか。

A

降雨や降雪等により休工日が増加または災害時の緊急対応など、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合、その期間は週休2日の対象期間に含まないこととしています。

受発注者間で協議のうえ、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定してください。

Q

月単位の週休2日において、例えばGWなどの祝日を休工日に設定し、土日を作業予定日にすることはできますか。

A

月単位の週休2日の場合は、全ての月毎、かつ対象期間内で現場閉所率が28.5%以上の水準の状態を満たせば達成になります。

週単位の週休2日（完全週休2日（土日））は土曜日・日曜日の現場閉所を原則としていますので、土曜日・日曜日の休工を確保したうえで、祝日も休工できるよう就業環境の確保や工程表の作成をお願いします。

Q

天候不良により当該工事を休工した際、その現場作業員が他の工事を従事した場合にも、当該工事は現場閉所日として扱われると解釈してよいでしょうか？

A

両工事が異なる工事現場の場合、当該工事は現場閉所日として扱います。

週休2日制工事の取組みにあたっては、制度の趣旨をご理解いただき、作業員が週休2日を確保できるように努めてください。

Q&A

週休2日制工事について



悪天候のため午前もしくは午後から現場閉所とした場合、0.5日閉所として取り扱いますか？



原則として1日単位で実施の可否を確認するため、0.5日閉所として取り扱いません。
この場合は、1日の作業日として取り扱います。



週休2日制工事実施要領のなかで、施工計画書の提出時に作成する計画表は、高知県建設工事共通仕様書における計画工程表のことですか？



週休2日制工事実施要領における計画表は、あらかじめ定める休工日の予定を記載したものであり、工種ごとの計画・進捗を記載した計画工程表とは異なります。



明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られない場合とは、どういった場合ですか？



明らかに取り組む姿勢が見られない場合は、以下の事例が考えられます。

- ・施工計画の協議において受注者が週休2日の計画表を作成しない。
- ・週休2日の計画表を提出したとしても、休工日に作業を行う場合の事前連絡や書面提出がなく、発注者からの指示でも改善が見られない。
- ・休工日であるのに現場施工したなど虚偽が多々ある場合、など



明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られない場合、工事成績評定はどのように反映されますか？



その場合は、「文書による改善指示」を行い、工事成績評定の工程管理における項目で「工程管理がやや不適切である」にチェックが入ります。